

# 児童手当制度が改正されました

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、児童手当制度が改正されました。つきましては、制度の改正に伴う、主な変更点は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

## 1. 現況届の提出が不要になります

毎年6月に提出していた現況届の提出が不要になります。

※ただし、下記の事項に該当する方につきましては提出が必要です。

- (1) 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- (2) 支給要件児童の戸籍がない方
- (3) 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- (4) その他、市区町村から提出の案内があった方

## 2. 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

児童を養育している方の所得が下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を支給します。また、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622.0	833.3	858.0	1071.0
1人 (児童1人の場合 等)	660.0	875.6	896.0	1124.0
2人 (児童1人+年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	698.0	917.8	934.0	1162.0
3人 (児童2人+年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	736.0	960.0	972.0	1200.0
4人 (児童3人+年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	774.0	1002.0	1010.0	1238.0
5人 (児童4人+年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	812.0	1040.0	1048.0	1276.0

※詳細については、別紙「児童手当制度のご案内」リーフレットをご確認ください。

お問い合わせ先

江差町役場 町民福祉課福祉子育て係  
TEL: 0139-52-6720